

品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

制定 令和4年9月20日 区長決定 要綱第207号

(目的)

第1条 この要綱は、保育施設等の設置者に対し、保育従事職員のための宿舍の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、品川区における保育人材の確保、定着および離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 品川区（以下「区」という。）の区域内に存する、国および地方公共団体以外の者が設置し、または運営する次のいずれかに該当する施設または事業をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（区が設置し、民間事業者が指定管理を行い、または運営を受託したものを含む。以下「認可保育所」という。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号。以下「条例」という。）第2章に規定する家庭的保育事業、条例第3章に規定する小規模保育事業、条例第4章に規定する居宅訪問型保育事業および条例第5章に規定する事業所内保育事業

エ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱に規定する企業主導型保育事業（地域枠を設定し、区の区域内に居住する児童を受け入れている事業に限る。以下「企業主導型保育事業」という。）

オ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する認証保育所

カ 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に規定する定期利用保育事業

キ 東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）第4の1または2に規定する病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）（区が設置し、民間事業者が運営を受託したものを含む。以下「病児保育事業」という。）

(2) 保育従事職員 保育施設等の設置者（区が設置した認可保育所の指定管理者ならびに区が設置した認可保育所および病児保育事業の受託事業者を含む。以下「設置者」という。）が雇用した施設長、保育士、保育補助者、調理員、看護師等であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

イ 保育施設等に常勤職員（常勤職員以外の者であって、1日の勤務時間が6時間以上で、

かつ、1月の勤務日数が20日以上のもを含む。)として勤務していること。

ウ 保育施設等の経営に携わる法人の役員でないこと。

(補助事業)

第3条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、設置者が実施する、保育従事職員のための宿舍を借り上げる事業とする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は次のいずれかの要件を満たす保育従事職員が入居するための宿舍(設置者が所有する施設を除く。)とする。

(1) 区の区域内で設置者が借り上げている施設

(2) 区の区域外で設置者が借り上げている施設であり、かつ、保育施設への通勤時間が1時間未満となる施設。ただし、当該通勤については、徒歩または自転車もしくは公共交通機関を利用するものとし、かつ、運賃、時間、距離等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路であるものとする。

(補助対象職員)

第5条 補助金の交付対象となる職員(以下「補助対象職員」という。)は、設置者が雇用する保育従事職員であって、保育施設等に勤務し、かつ、設置者との間で締結した入居契約等に基づき補助対象施設に入居する保育従事職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 平成25年3月31日以前に補助対象施設に入居している者

(2) 補助対象施設に住民票上の住所を有さず、または住民票上の世帯主もしくはこれに準ずる者でない者

(3) 設置者から住居手当等を支給されている者

2 前項に定めるもののほか、企業主導型保育事業の補助対象職員は、保育士であって、設置者が雇用した日から起算して8年以内のものでなければならない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象施設の借り上げに要した賃借料(補助対象職員を居住させている期間に係るものに限る。)、共益費(管理費)、礼金、更新料その他品川区長(以下「区長」という。)が相当と認める経費(以下「賃借料等」という。)とする。

2 設置者が、補助対象職員から賃借料等の一部を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額を補助対象経費とする。

3 補助対象経費のうち、補助対象職員を居住させている日数が1か月に満たない場合の賃借料および共益費(管理費)の額にあつては、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算した額とする。この場合における計算は、前乗後除の方法にて行い、少数点以下を切り捨てるものとする。ただし、日割り計算された額と実際に支払った賃借料および共益費(管理費)と

を比較して、低い額を補助対象経費とする。

- 4 設置者が賃貸借契約の締結時に支払った礼金については、補助対象となった月から当該年度末までの月数で除して得た額（少数点以下を切り捨てるものとする。）を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。
- 5 設置者が賃貸借契約の更新時に支払った更新料については、当該更新に係る月から当該年度末までの月数で除して得た額（少数点以下を切り捨てるものとする。）を、当該更新に係る月から当該年度末までの補助対象経費に計上することができるものとする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、企業主導型保育事業にあつては、地域枠において区の区域内に居住する児童を受け入れた月から当該年度末までに係る経費を補助対象経費とする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、次の表に定める補助基準額と前条の規定により補助対象経費として算出した額とを比較して、いずれか少ない額（以下、「選定額」という。）に同表の補助率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助基準額（月額）	補助率
補助対象職員1人 82,000円	8分の7

（補助金の交付申請）

第8条 設置者は、補助対象経費について補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに、品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、この補助金の交付内容を変更しようとするときは、別に定める期日までに品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金変更交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の変更の交付申請をしなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 区長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定した（補助金の交付内容の変更決定を含む。以下同じ。）ときは当該決定の内容およびこれに付した条件を品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに当該申請を行った設置者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 区長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の一部もしくは全部を取り消し、または決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定取消・変更通知書（第5号様式）により、当該決定に係る設置者に速やかに通知しなければならない。

（承認事項）

第11条 設置者は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じた場合は、品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第6号様式）により、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- （1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、その旨を品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第7号様式）により、当該申請を行った設置者に通知するものとする。

（事故報告等）

第12条 区長は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに設置者をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その状況を調査し、速やかに設置者にその処理について、適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第13条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、設置者に対し、補助事業の遂行の状況に関して、報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、設置者にその処理について、適切な指示をしなければならない。

（遂行命令等）

第14条 区長は、前2条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、設置者の行う補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、設置者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

- 2 区長は、設置者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（補助金の請求）

第15条 設置者は、第9条の規定により交付決定を受けたときは、品川区保育従事職員宿舍借

り上げ支援事業補助金請求書（第8号様式）に必要書類を添えて、区長が別に定める期日までに、補助金の支払を請求しなければならない。

- 2 前項の規定による補助金の請求は、交付決定額の2分の1の額については別に定める期日までに、残額については当該2分の1の額に係る交付を受けた時から各年度の3月末日までの間において別に定める日に、それぞれ行わなければならない。

（補助金の交付）

第16条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を当該請求を行った設置者に対し支払うものとする。

（実績報告）

第17条 設置者は、補助事業が完了したとき、補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときまたは第11条第2項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、区長が別に定める期日までに、品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金補助事業実績報告書（第9号様式。次条において「実績報告書」という。）により区長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第18条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）により設置者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第19条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、設置者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを、命ずることができる。

- 2 第17条の規定は、前項の規定による命令により必要な措置をした場合について、準用する。

（決定の取消し）

第20条 区長は、設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付の決定内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

- 3 第1項の規定による取消しを行った場合における設置者への通知については、第10条第2

項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第21条 設置者は、区長が第10条第1項または前条第1項の規定による取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額を区長に返還しなければならない。

2 前項の規定は、区長が第11条第2項の規定による補助事業の廃止の承認をした場合について、準用する。

3 設置者は、第18条の規定により補助金の交付額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、区長が別に定める期限までに、当該超える部分の額を区長に返還しなければならない。

(違約加算金)

第22条 設置者は、前条第1項の規定により補助金の返還（第10条第1項の規定による取消しに係るものを除く。）を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第23条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、設置者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第24条 区長は、設置者に対し補助金の返還を命じ、設置者が当該補助金、違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(書類の保存)

第25条 設置者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助事業に係る収支に関する書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第26条 設置者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消

費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに区長に報告しなければならない。ただし、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 設置者は、前項の規定による報告を行った場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税仕入控除税額を区に返納しなければならない。
- 3 区長は、設置者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

（準用）

第27条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者氏名

年度 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書

標記の件について、 年度品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業対象者一覧（別紙1）
- 3 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業内訳書（別紙2）
- 4 不動産賃貸借契約書の写し
- 5 保育従事職員と締結した転貸借契約書等の写し（退去している場合は、解約書の写し等も添付すること）
- 6 保育従事職員と締結した雇用契約書（雇用開始日および就業場所が記載されているものに限る）の写し
※退職している場合は退職日の確認できる書類も添付すること。
- 7 給与明細書の写し（補助対象月分すべて）
- 8 誓約書
- 9 住民票（発行日から3か月以内。ただし、品川区内に住所を有する者は不要）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別紙1

事業者名	
施設名	
施設種別	

年度品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業 対象者一覧（交付申請）

	保育従事者氏名	職種	住所（建物名・部屋番号も記載）	採用年月日	29年度からの継続の有無	入居期間		賃貸借契約書に定める賃貸借期間		補助対象期間※		区使用欄
1						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
2						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
3						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
4						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
5						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		

※補助対象期間：平成24年度以前に既に入居している場合は、対象外。
なお、開始日は令和4年4月1日、保育従事職員の採用日、入居日（住所を定めた日）または賃貸借契約書に定める賃貸借開始日のうち最も遅い日とし、終了日は令和5年3月31日、保育従事職員の退職日、退去日（新住所を定めた日の前日）または賃貸借契約終了日のうち最も早い日とする。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者氏名

年度 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号にて交付決定を受けた 年度品川区
保育従事職員宿舍借り上げ支援事業について、次のとおり補助金の内容の変更をしたいの
で、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更申請額 金 _____ 円
- 2 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業対象者一覧（別紙1）
- 3 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業内訳書（別紙2）
- 4 不動産賃貸借契約書の写し
- 5 保育従事職員と締結した転貸借契約書等の写し（退去している場合は、解約書の写し
等も添付すること）
- 6 保育従事職員と締結した雇用契約書（雇用開始日および就業場所が記載されてい
るものに限る）の写し
※退職している場合は退職日の確認できる書類も添付すること。
- 7 給与明細書の写し（補助対象月分すべて）
- 8 誓約書
- 9 住民票（発行日から3か月以内。ただし、品川区内に住所を有する者は不要）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別紙1

事業者名	
施設名	
施設種別	

年度品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業 対象者一覧（変更交付申請）

	保育従事者氏名	職種	住所（建物名・部屋番号も記載）	採用年月日	29年度からの継続の有無	入居期間		賃貸借契約書に定める賃貸借期間		補助対象期間※		区使用欄
1						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
2						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
3						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
4						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
5						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		

※補助対象期間：平成24年度以前に既に入居している場合は、対象外。
なお、開始日は令和4年4月1日、保育従事職員の採用日、入居日（住所を定めた日）または賃貸借契約書に定める賃貸借開始日のうち最も遅い日とし、終了日は令和5年3月31日、保育従事職員の退職日、退去日（新住所を定めた日の前日）または賃貸借契約終了日のうち最も早い日とする。

年度品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業 内訳書（変更交付申請）[illegible]

第 年 月 号 日

年度 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金
交付決定通知書

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金については、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

交付決定金額 円

(内訳)

第 1 回	円
第 2 回	円

第 年 月 号 日

年度 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金
不交付決定通知書

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金については、下記の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

理由 _____

第5号様式（第10条、第20条関係）

第 年 月 日 号

年度 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定取消・変更通知書

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長



年 月 日付 第 号で通知した品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金の交付決定を下記のとおり取り消し、または変更したので通知します。

この取消または変更に係る部分について、既に交付されている補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲または変更内容

2 理由

3 返還する金額

4 返還期日 年 月 日

品川区長 あて

設置者住所
設置者名（法人名）
施設・事業所名
（所在地）
代表者氏名

年度 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金補助
事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた品川区保育従事職員宿
舎借り上げ支援事業補助金に係る補助事業を変更・中止・廃止したいので申請します。

記

1 変更内容

当 初 計 画			
宿舍入居保育従事職員が 勤務する保育施設等数（施設）	宿舍入居保育従事 職員数（人）	借上げ宿舍数（箇所）	補助金交付予定額（円）
変 更 計 画			
宿舍入居保育従事職員が 勤務する保育施設等数（施設）	宿舍入居保育従事 職員数（人）	借上げ宿舍数（箇所）	補助金交付予定額（円）

2 変更・中止・廃止の理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響および効果

4 中止・廃止後の措置

5 中止の期間

（注）

- （１）変更の場合は、４および５には記載しないこと。
- （２）中止または廃止の場合は、１および３（廃止の場合は５を含む。）には、記載しないこと。

第
年 月 日
号

設置者名 様
（施設・事業所名）

品川区長

年度品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金補助事業
変更・中止・廃止承認書

年 月 日付で申請のあった品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金に係る補助事業の変更・中止・廃止については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 承認する事項
変更（その内容）
中止（中止の期間）
廃止
- 2 中止・廃止後にとるべき措置
- 3 変更後の補助金額



年 月 日

品川区長 あて

品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金請求書

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額										

年度品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金について、 上記
金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名



年度 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金補助事業実績報告書

品川区長 あて

設置者住所
設置者名（法人名）
施設・事業所名
（所在地）
代表者氏名

年 月 日付第 号により交付決定を受けた 年度 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実績について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定済額 円
- 2 精算額 円
- 3 返還額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の完了、中止または廃止年月日

完了

中止 廃止

→ 年 月 日

- 6 添付書類
- (1) 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業対象者一覧（別紙1）
- (2) 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業 内訳書（別紙2）
- (3) 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業本人負担額等確認書（別紙3）
- (4) 住民票（令和5年4月1日以降発行のもの。ただし、品川区内に住所を有する場合は不要）
- (5) 給与明細書（補助対象月分すべて）
- (6) 物件借り上げに係る経費支払書（領収書等）
- (7) 賃貸借契約解約書（退去している場合のみ）
- (8) 退職日が確認できる書類（退職している場合のみ）

別紙1

事業者名	
施設名	
施設種別	

年度品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業 対象者一覧（実績報告）

	保育従事者氏名	職種	住所（建物名・部屋番号も記載）	採用年月日	29年度からの継続の有無	入居期間		賃貸借契約書に定める賃貸借期間		補助対象期間※		区使用欄
1						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
2						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
3						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
4						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		
5						開始		開始		開始		
						終了		終了		終了		

※補助対象期間：平成24年度以前に既に入居している場合は、対象外。
なお、開始日は令和4年4月1日、保育従事職員の採用日、入居日（住所を定めた日）または賃貸借契約書に定める賃貸借開始日のうち最も遅い日とし、終了日は令和5年3月31日、保育従事職員の退職日、退去日（新住所を定めた日の前日）または賃貸借契約終了日のうち最も早い日とする。

事業者名	
施設名	
施設種別	

[illegible]

年度 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業本人負担額等確認書

_____ (以下「甲」という。)と _____(以下「乙」という。)は、
次のとおり宿舎入居における乙の本人負担額等を確認した。

1. 宿舎の住所（建物名、部屋番号を含む。）

--

2. 本人負担総額（ただし、賃借料・共益費（管理費）、礼金および更新料分）

_____ 円

3. 居住期間

_____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで

_____ 年 月 日

甲 設置者住所
設置者名（法人名）
施設・事業所名
（所在地）
代表者氏名

乙 住所
氏名
※自筆で氏名をお書きください。

第 年 月 日

年度品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金
交付額確定通知書

設置者名 様
（施設・事業所名 ）

品川区長 印

年 月 日付 第 号において交付決定を行った令和 4 年度品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金については、事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円
返還すべき補助金の額	円

第 1 1 号様式（第 2 6 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所
設置者名（法人名）
施設・事業所名
（所在地 ）
代表者氏名

年度品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた、品川区保育
従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金のうち、品川区保育従事職員宿舍借り上げ支
援事業補助金交付要綱第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、消費税および地方消費税の
仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

- 1 確定申告年月日 年 月 日
- 2 決 算 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 消費税および地方消費税の申告の有無 有 ・ 本社経理 ・ 無
- 4 仕入控除税額の計算方法 （1）本則課税
① 個別対応方式
② 一括比例配分方式
③ 全額控除
（2）簡易課税
- 5 消費税および地方消費税
の 仕 入 控 除 税 額 金 円

（添付資料）

- ① 積算内訳報告書
- ② その他必要書類